

262 帝国大学教授・助教授の公私立学校出講に関する内訓徹底に付通牒案  
〔明治二十三年十一月〕

(欄外注記1)

総長 (加藤弘之)  
(花押)

書記官 (和田垣謙三)  
(花押)

書記 (五十嵐恭次) (榎本勝多)  
④ ④

明治二十三年十一月十一日

分科大学通牒案

明治十九年十二月廿四日付ヲ以テ公私学校其他ノ囑托ニ依リ執務候件ニ付別紙写之通内訓相成居候処新任之向ニ而或ハ實際執

務候而未タ許可ヲ経サル向有之候ハ、此際伺出候様御部下諸員  
之御通達相成度総長ノ命ニ依リ此段及御通牒候也

但本文ノ儀ハ自今新任ノ向有之候都度必ス御通達有之候様致  
度候也

明治二十三年十一月 帝国大学書記官 和田垣謙三

分科大学長宛

法科大学学教頭

内訓

大学一般

一 自今教授助教授ニシテ其官等相当ノ俸給ヲ受クル者他官序  
兼務ノ外公私ヲ問ハス学校其他ノ嘱托ニ依リ時間ヲ予期シ  
執務候儀ハ不相成儀ト心得ヘシ

但好意ヲ以テ学問上ノ事業ニ從ント欲スル者ハ総長ニ伺  
出ツヘシ之ヲ公益ト認ムルモノニ限り特許ヲ与フアル  
ヘシ

一 前項ニ記セサル他ノ職員ハ従前達ノ通心得ヘシ

一 教授助教授其他ノ職員トモ前項ノ事ニ付既ニ伺出許可ヲ得  
タル者ハ更ニ伺出ツルニ及ハス

明治十九年十二月廿四日 帝国大学総長 渡邊洪基

(欄外注記一)

「十一月十二日送達済」

『検印録』自明治二十二年至明治二十三年、④F4